

# 大田市下水道事業経営戦略

## 1. 経営戦略策定の趣旨と位置づけ

### (1) 策定の趣旨

本市下水道事業は、生活環境の改善、また、河川などの公共用水域の水質保全を図るため、下水道基本構想に基づき、公共下水道事業(大田処理区)及び特定環境保全公共下水道事業(温泉津処理区、仁摩処理区)を実施しています。

事業の推進にあたって、人口動態や水需要の動向を踏まえた効率的な施設整備を進めていくとともに、維持管理や施設・設備更新の見直しについて検討していく必要があります。中長期的な経営の基本計画として、平成29年3月に下水道事業経営戦略(以下、「経営戦略」という。)を策定しました。

また、令和2年4月から地方公営企業法の一部適用を行い、公営企業会計に移行したことにより、事業の財務状況や経営状況について、容易に把握することが可能になりました。

経営戦略は、策定後5年経過し、その間に事業計画の見直しを実施し、事業環境に変化が生じています。また、会計方式の変更に伴い、財政計画の見直しを行う必要があります。

そこで、経営環境の変化や計画の事後検証を踏まえた新たな経営方針を定めるため、経営戦略の見直しを行うものです。

### (2) 位置づけ

本経営戦略は、国の下水道ビジョンや島根県生活排水処理ビジョンと整合性を図りつつ、第2次大田市総合計画、第2期大田市まち・ひと・しごと創生総合戦略のもと、中長期的な事業運営の方針を示す経営の基本計画として位置づけるものです。

### (3) 計画期間

本経営戦略は、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業を対象とし、計画期間は10年間(令和4年度から令和13年度)とします。

## 2. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

令和3年3月31日現在

項目	公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業
処理区数	1処理区(大田)	2処理区(温泉津、仁摩)
供用開始年度 (供用開始後年数)	・大田処理区 平成21年3月31日(12年)	・温泉津処理区 平成20年7月1日(12年) ・仁摩処理区 平成19年3月31日(14年)
法適(全部適用・一部適用)非適の区分	地方公営企業法一部適用(令和2年4月1日法適用)	
処理区域内 人口密度	26.1人/ha	29.9人/ha
流域下水道等への 接続の有無	無	無
処理場数	1ヵ所(大田浄化センター)	2ヵ所(温泉津グリーンセンター、仁摩浄化センター)
管路延長	55.7km	45.8km
広域化・共同化・最適化実施状況*1	<p>経済的な事業の選択と効率的な整備を進めるため、平成30年度に下水道基本構想の見直しを行い、公共下水道及び特定環境保全公共下水道整備予定区域を縮小し、個別処理区域に変更しました。また、令和3年度にストックマネジメント計画を策定し、中長期的な視点で施設を適正に管理することとしました。</p> <p>広域化・共同化について、平成30年度から県央ブロック(大田市、美郷町、邑南町、川本町)における連携市町の整理及び方向性の検討をおこないました。</p>	

\*1 広域化…他自治体との事業統合や流域下水道への接続を指す。

共同化…複数の自治体で共同して使用する施設の建設、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備、事務の一部を共同して管理・執行する場合を指す。

最適化…①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

公共下水道事業で整備を進めている処理区は、大田処理区の1処理区です。大田処理区は、平成21年3月31日に供用開始をし、計画処理区域面積537haに対して、事業認可区域面積459.0ha haを定め、令和2年度末で233.5haの整備が完了(整備率51%)しています。

特定環境保全公共下水道事業で整備を進めている処理区は、温泉津処理区と仁摩処理区です。

温泉津処理区は、平成20年7月1日に供用開始をし、計画処理区域面積28haの全ての整備が令和2年度末で完了しています。

仁摩処理区は、平成19年3月31日に供用開始をし、計画処理区域面積85haの全ての整備が令和2年度末で完了しています。

雨水処理の整備を進めている排水区は、温泉津排水区、大田処理区の2排水区です。大田処理区(柳井第2排水区)は平成30年度から工事に着手し、計画区域面積は11.3haのうち令和2年度末で0.6haの整備が完了(5%)しています。温泉津排水区(温泉津川第3排水区)は、平成26年度から工事を着手し、計画区域面積3.17haの全ての整備が平成30年度末で完了しています。

(現在の整備区域及び整備予定区域は別紙1のとおり)

## ② 使用料

下水道使用料は次のとおりです。下水道事業は整備途上であり、料金体系については、政策的に、ある程度の使用料収入が確保できる事業規模になるまでは、全国的な水準を基に決定しています。

下水道使用料は10 m<sup>3</sup>までは定額の基本料金とし、10 m<sup>3</sup>を超える場合は超過料金を設定しています。超過料金は下水道使用水量に応じて支払額や単価が変動する段階別逦増型料金制となっています。

下水道使用料(1カ月)

基本料金(税込み)	超過料金(1m <sup>3</sup> につき、税込み)
10 m <sup>3</sup> まで 1,650 円	10 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> まで 165 円
	20 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> まで 187 円
	50 m <sup>3</sup> を超えるもの 220 円

※下水道使用水量は、原則として上水道の使用水量としています。井戸などの地下水を使用している場合は使用状況や使用人数に応じて使用水量を算定します。

条例上の使用料と実質的な使用料

項 目	年 度	使 用 料(税込み)	
条 例 上 の 使 用 料 * 2 ( 2 0 m <sup>3</sup> あ た り ) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和 2 年 度	3,300 円	
	令和元年度	3,240 円	
	平成 30 年 度	3,240 円	
実 質 的 な 使 用 料 * 3 ( 2 0 m <sup>3</sup> あ た り ) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和 2 年 度	公共	3,944 円
		特環	3,888 円
	令和元年度	公共	3,967 円
		特環	3,886 円
	平成 30 年 度	公共	3,847 円
		特環	3,756 円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における 20 m<sup>3</sup>あたりの月額使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に 20 m<sup>3</sup>を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

③ 組織

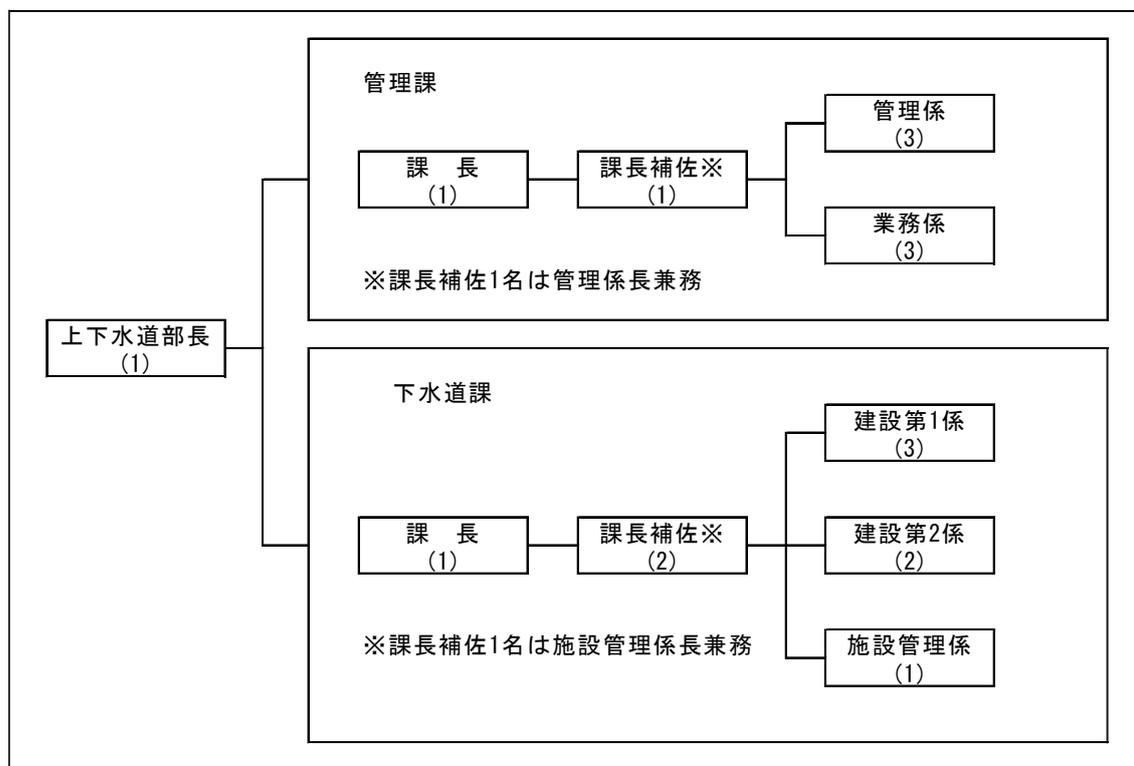
平成19年度の機構改革により、それまでの水道部門と下水道部門が 1 つの部となり、上下水道部となりました。また、平成25年度からは予算経理、窓口業務、使用料金等の収納業務を下水道課から管理課に移管し、事務の一元化を図りました。

また、維持管理に係る業務量が増加したことから、平成30年度から下水道課に施設管理係を配置し現在に至っています。

職 員 数	9 名(下水道事業支弁職員数)
事業運営組織	下水道の組織体制は 1 部 2 課 5 係で、下水道事業、生活排水処理事業及び農業集落排水事業の業務を行っており、現在、職員数は18名です。(上下水道部長並びに管理課 9 名は水道事業との兼務)

上下水道部 組織図(令和3年4月1日現在 下水道事業)

( )内は人数



年齢構成

区 分	人数	割合
55 歳以上	3 人	16.7%
50 歳以上 55 歳未満	1 人	5.6%
45 歳以上 50 歳未満	1 人	5.6%
40 歳以上 45 歳未満	3 人	16.7%
35 歳以上 40 歳未満	2 人	11.0%
30 歳以上 35 歳未満	3 人	16.7%
25 歳以上 30 歳未満	3 人	16.7%
25 歳未満	2 人	11.0%
平均年齢	38 歳 7 ヶ月	

## (2) 民間活力の活用等

### ① 民間活用の状況

下水道事業(汚水処理)は重要な都市基盤の一つであり、施設の適切な維持管理が求められますが、全てを直営で行うことは、組織的に困難であり、経費や技術力の面で効率的で適切な維持管理を行うため、積極的に民間活用(民間委託)を行っています。

汚水処理場3施設の維持管理業務やマンホール、ポンプ点検業務の他、発生活泥の運搬・処分業務等を専門の業者に委託することにより安定的で効率的な経営に努めています。

### ② 資産活用の状況

下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いたエネルギー利用、未利用土地・施設の活用は実施していません。

## (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

経営比較分析表については別紙のとおりです(別紙2経営比較分析表 令和2年度決算公共下水道、別紙3経営比較分析表 令和2年度特定環境保全公共下水道)。

### ① 公共下水道事業

公共下水道事業は、供用開始後12年を経過しているが、現在も第2次整備計画期間中であるため、施設利用率や水洗化率は類似団体平均を下回っている。

### ② 特定環境保全公共下水道事業

特定環境保全公共下水道事業は、供用開始後14年を経過しており、令和2年度末に整備が完了したところである。施設規模が公共下水道事業と比較して小規模であることから、施設利用率は類似団体平均を上回っているが、汚水処理原価も類似団体平均を上回っており、経費回収率は公共下水道事業と比較して18.4ポイント下回っている。

### 3. 経営の基本方針

#### (1) 基本方針

生活環境の改善と利便性の向上、環境保全機能の向上、安全・安心なまちづくりを基本理念として、水洗化率の向上に努め、健全な下水道事業経営を行うことを基本方針とします。

#### (2) 取組の方向

- 公共下水道の計画的な整備推進を図ります。
- 水洗化率を向上し、安定的な経営の持続を図ります。
- 汚水処理計画と調整を図りながら、公共下水道整備(雨水対策)を実施します。

### 4. 投資・財政計画(収支計画)

#### (1) 投資・財政計画(収支計画)

投資・財政計画(収支計画)については別紙のとおりです(別紙4)。

##### ① 収益的収支について

公共下水道事業については計画期間最終年度である令和13年度の整備完了を目標に整備を継続することから、供用開始区域面積が年次的に拡大する見込みであり、水洗化人口も増加し、令和13年度の使用料を120百万円と見込んでいます。一方、特定環境保全公共下水道事業については令和2年度で整備が完了しており、今後の人口減少も見込まれることから、水洗化人口は、ほぼ同水準で推移し、令和13年度の使用料を31百万円と見込んでいます。

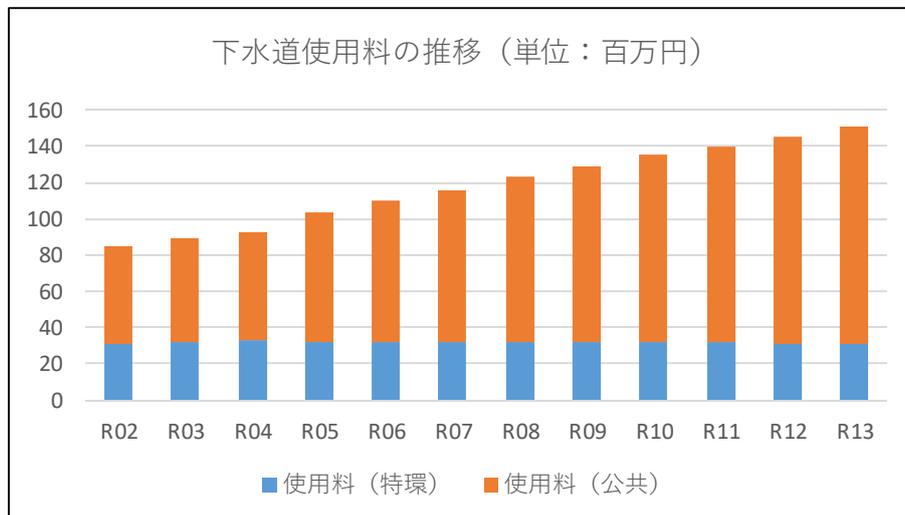
支出については整備区域の進捗により、汚水処理量が増加し、また、経過年数が15年以上となる施設に係る修繕費により、維持管理費が上昇することが見込まれます。また、減価償却費についても計画期間中に5億円程度まで増加を続けることから、令和4年度以降の純損益は赤字になると見込まれます。

##### ② 資本的収支について

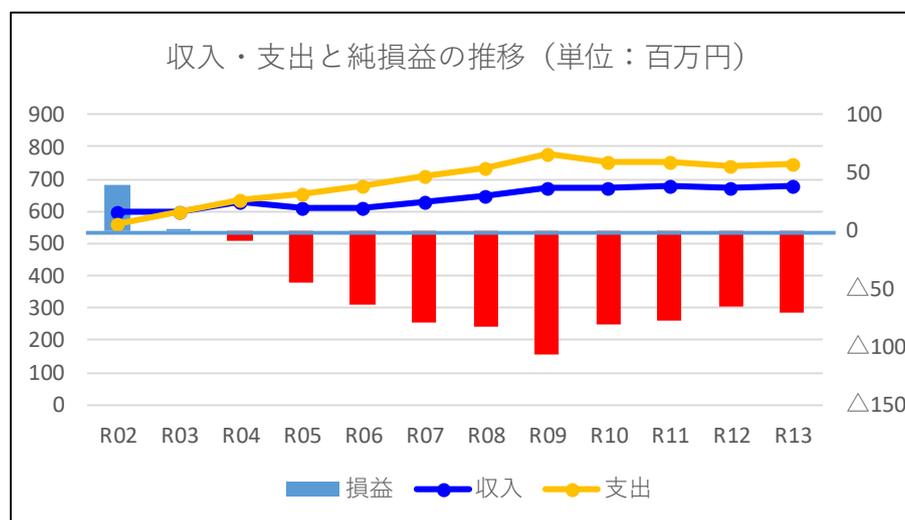
大田処理区のうち、大田地区、久手地区の整備が完了する令和10年度以降の事業費(波根地区、静間地区の整備事業費)は減少する見込みです。

また、施設の長寿命化対策のため、令和4年度から令和8年度にストックマネジメント計画に基づいた施設の更新を実施します。

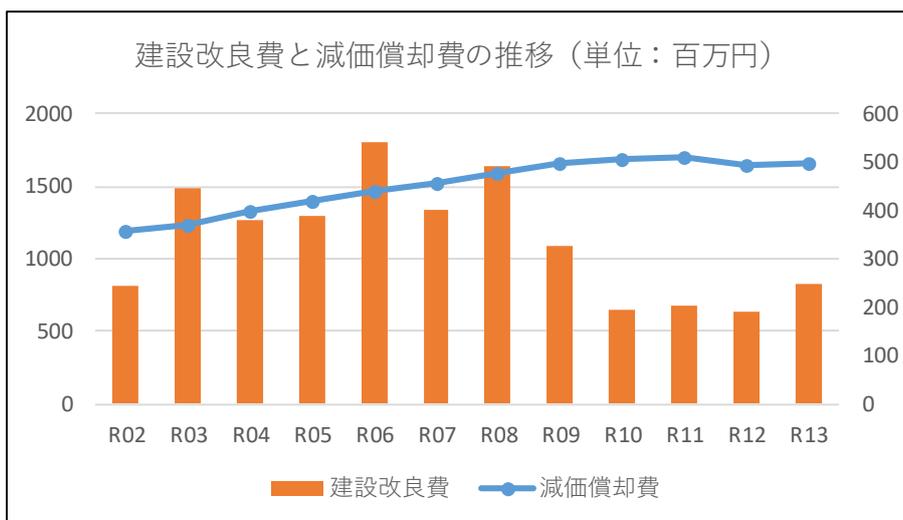
企業債残高については、令和10年度から令和13年度までが最大で99億円程度となり、令和14年度以降は減少に転じる見込みですが、償還金については計画期間中増加が続く見込みです。



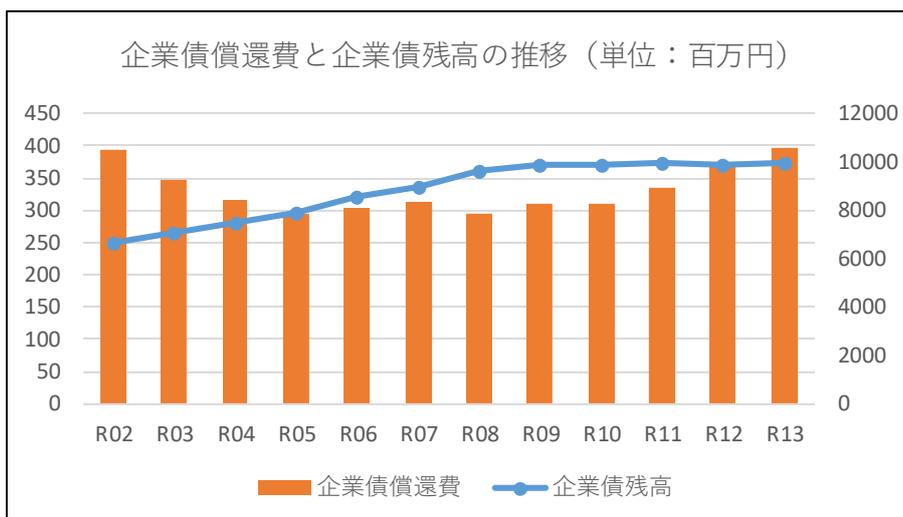
区分	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13
使用料（公共）	54	57	60	72	78	84	91	97	103	108	114	120
使用料（特環）	31	32	33	32	32	32	32	32	32	32	31	31
計	85	89	93	104	110	116	123	129	135	140	145	151



区分	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13
収入	598	597	629	609	613	629	649	672	673	677	673	678
支出	558	596	636	654	676	708	731	778	754	754	739	748
損益	40	1	△8	△45	△63	△79	△82	△106	△81	△77	△66	△70



区分	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13
建設改良費	817	1493	1273	1297	1799	1339	1645	1082	642	676	634	826
減価償却費	357	368	397	419	438	457	476	498	505	509	494	498



区分	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13
企業債償還費	393	346	317	295	305	314	295	311	310	336	368	396
企業債残高	6647	7104	7494	7903	8574	8988	9583	9869	9910	9937	9906	9952

## （２） 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

### ① 収支計画のうち投資についての説明

公共下水道事業（污水）については、令和13年度を大田処理区の整備完了目標として管路整備を実施しています。令和2年度から久手連絡管の整備に着手し、令和3年度から久手町の管路整備に着手しています。大田町、長久町、鳥井町の管路整備も並行して実施しており、順次供用開始を行うことで、接続戸数の増加

を図り、財源の確保に努めています。

供用開始区域の拡大により汚水処理量が増加することから、令和13年度に大田浄化センターの汚水処理設備の増設に着手を予定しています。

また、令和2年度に詳細設計を実施した大田町橋北地区における公共下水道事業(雨水)については、令和3年度から工事に着手し令和6年度には計画区間の工事完了を目標としています。

特定環境保全公共下水道事業(温泉津処理区、仁摩処理区)については令和2年度で整備が完了しました。

### ○投資の目標に関する事項

#### 公共下水道事業(汚水)

項目	令和2年度末	令和13年度末	備考
整備完了面積 ( )内は対計画区域面積比率	233.52ha (43.5%)	537ha (100.0%)	大田地区 177.2ha 久手地区 112.8ha 長久地区 171.8ha 静間地区 11.9ha 鳥井地区 30.2ha 波根地区 33.1ha
汚水処理人口普及率 ( )内は内下水道分	50.87% (28.19%)	83.30% (59.60%)	農業集落排水 1.5% 浄化槽 22.2%

※汚水処理人口普及率下水道分には特定環境保全公共下水道分も含む。

### ○収支計画の策定に当たって反映した取組

項目	取組内容
管渠、処理場等の建設・更新に関する事項	管渠整備については、整備後早期に供用開始が可能になるよう効率的な整備を進めます。 処理場及びポンプ施設は、下水道ストックマネジメント計画に基づき、更新等に要する経費及びそれに対する交付金を計上しています。
最適化に関する事項	平成30年度に公共下水道整備区域の全体計画を見直し、計画区域面積を851haから201ha縮小し、650haとしています。
防災・安全対策に関する事項	「安心・安全の確保」のため、大雨時の浸水対策として令和2年度から橋北地区の雨水事業に着手しています。

### ② 収支計画のうち財源についての説明

維持管理経費に係る市の財政負担を軽減し、併せて整備事業に係る資金を確保するため、長期的に安定した財源を確保する必要があります。

下水道事業の安定的な経営を目指し、次の事項を目標として定めます。

○財源の目標に関する事項

下水道整備の推進、区域内の接続者数増加により施設の稼働率を高め、使用料収入で出来る限り経費を賄い、一般会計繰入金への依存度を改善するため目標として次のとおり設定しました。

財源に関する目標

項 目		令和 2 年度末	令和 13 年度
公共下水道	施設利用率	40.00%	80.00%以上
	水洗化率	47.48%	60.00%以上
	経費回収率	72.02%	90.00%以上
特定環境保全 公共下水道	施設利用率	42.43%	50.00%以上
	水洗化率	58.47%	70.00%以上
	経費回収率	53.66%	55.00%以上

○投資・財政計画(収支計画)のうち、各財源についての考え方は次のとおりです。

■ 使用料収入

新規投資を継続して行う事業計画のため、各年度の計画整備人口に加え、将来人口推計を考慮し、使用料見込みを算出しています。

《算出方法》

水洗化人口×1人当たり年間使用料

水洗化人口…現在整備人口+各年度計画整備人口×水洗化率×人口減少率

(人口減少率:直近の国勢調査時点の計画区域内人口を100%とし、5年ごとの人口推計を等差推移)

1人当たり年間使用料…直近使用料収入実績/直近水洗化人口実績

■ 国庫補助金

社会資本整備総合交付金交付要綱に基づき、補助基準額の2分の1を見込んで算出しています。

■ 基金繰入金

下水道整備事業費充当財源の約5%を受益者負担金とし、不足する額を基金繰入金として算出しています。

■ 企業債

建設改良費から国庫補助金、受益者負担金(基金繰入金含む)を控除した額に対し、

充当率 100%として算定しています。なお、借入額の 2 分の 1 を過疎債併用として算定しています。

起債条件:

《下水道事業債》

償還期間 40 年、元金据置期間 5 年、元金均等方式、利率 0.6%

《過疎債》

償還期間 30 年、元金据置期間 5 年、元金均等方式、利率 0.1%

#### ■ 繰入金

汚水分については、基準内繰入の高資本費対策費等の他、資本費（減価償却費、企業債利息）の7割を公費負担とする事を基本に算定し、普及啓発費や雨水分に係る経費については全額公費負担として収益的収入に補助金として計上しています。

また、法適化による会計資金の不足に対応するため、企業債償還金の 5 割に相当する額（雨水分については全額）を資金的収入に出資金として計上しています。

### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費については、以下の条件設定により、算出しています。

職員給与費に関する事項	職員数×職員給与費単価 ・職員数…各年度に配置予定の職員数。 ・職員給与費単価…基本給は直近の実績単価、その他は過去5年間の1人当たり平均額。
動力費に関する事項	水洗化人口の推計や整備計画に基づいて算出 ・処理施設については水洗化人口を参考に各年度の処理水量を推計し、直近の動力費単価を用いて算出。 ・ポンプ施設については整備計画に基づいて各年度の稼働基数を推計し、直近の動力費単価を用いて算出。
薬品費に関する事項	水洗化人口の推計に基づいて算出 ・水洗化人口を参考に各年度の処理水量、発生汚泥量を推計し、直近の薬品単価を用いて算出。
修繕費に関する事項	各施設修繕計画に基づいて算出
委託費に関する事項	水洗化人口の推計や整備計画に基づいて算出 ・処理施設については施設規模や汚泥処理稼働日数、発生汚泥量の推計に基づいて算出。 ・ポンプ施設については整備計画に基づいて各年度の稼働基数を推計し、直近の委託費単価を用いて算出。
その他の経費	○支払利息 ・既発債については償還表に基づき各年度の支払利息を計上。 ・新発債 下水道事業債…

	<p>計画期間中の発行予定額に償還期間 40 年、元金据置期間 5 年、元金均等方式、利率 0.6%の条件を設定し、各年度の支払利息を積み上げ計上。</p> <p>過疎債…</p> <p>計画期間中の発行予定額に償還期間 30 年、元金据置期間 5 年、元金均等方式、利率 0.1%の条件を設定し、各年度の支払利息を積み上げ計上。</p> <p>○上記以外の経常的経費 その他の経費については、過去 5 年間の平均値等により算出。</p>
--	---

○収支計画の策定に当たって反映した取組

項 目	取組内容
民間活力の活用に関する事項	緊急時に迅速な対応、的確な対策が実施するため、各施設の維持管理、機器保守点検等を引き続き民間委託することとしています。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	<p>持続的な経営体制の構築を目指し、事務の共同化、汚泥処理の共同化等を検討していますが、県央ブロック(大田市、美郷町、邑南町、川本町)において適した広域化・共同化の検討を行っていきます。</p> <p>また、令和5年度に予定する下水道基本構想の見直しの中で最適化について検討します。</p>
投資の平準化に関する事項	<p>管路整備事業については、整備後速やかに供用開始ができるよう、効率的かつ計画的に整備を進めます。</p> <p>施設については、ストックマネジメントに基づく施設再構築を行い、計画的・効率的な維持管理及び改築に努めます。</p>
民間活力の活用に関する事項 ( P P P / P F I など )	現時点で PPP/PFI などの民間活用手法の導入予定はありません。
そ の 他 の 取 組	該当事項はありません。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	一般会計からの繰入金に過度に依存せず、可能な限り使用料収入により原価回収を行い、安定的な経営が可能となるよう、人口動態、水需要の動向や接続世帯数の動向に注視し、料金適正化について検討していきます。また、料金適正化にあたっては、汚水処理に係る市民負担の公平性の観点から、令和6年度から法適化を予定する農業集落排水事業及び生活排水処理事業の経営状況を含め、一体的に検討していきます。
資産活用による収入増加の取組について	整備計画期間中であり、法適化に伴い恒常的な資金不足が見込まれており、金融資産について該当事項はありません。 大田処理区大田浄化センターにおける未利用の土地については、令和14年度以降に汚水処理設備を増設予定であり、該当事項はありません。
その他の取組	引き続き、受益者負担金や使用料の収納対策に取り組み、収納率の向上を図ります。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

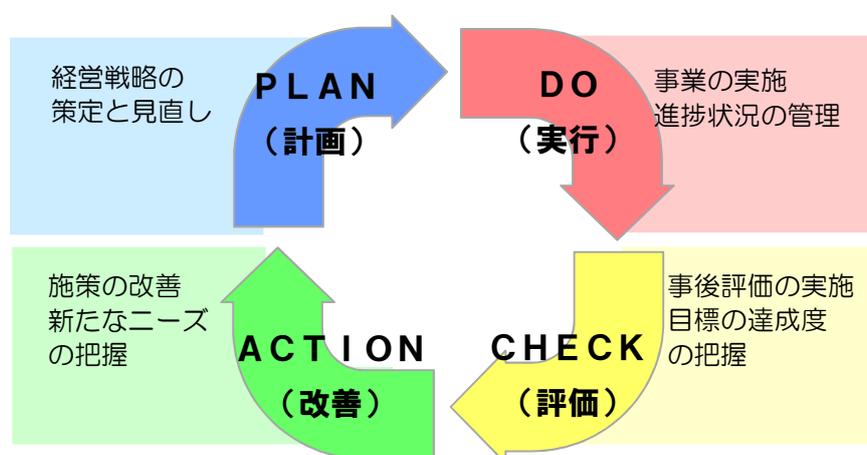
民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など)	下水道事業の安定性、継続性、費用対効果に留意しながら、維持管理業務の民間委託を引き続き行うとともに、更なる民間活力の活用について、今後も検討していきます。
職員給与費に関する事項	今後、供用開始区域の拡張、供用開始年数の経過に伴う維持管理等の業務量増加に対して、適正な職員配置となるよう検討していく必要があります。
動力費に関する事項	特筆すべき事項はありません。
薬品費に関する事項	特筆すべき事項はありません。
修繕費に関する事項	長期的視点で施設の状況を点検・調査から修繕・改築を一体的に捉える予防保全型管理を行い、計画的・効率的な維持管理に取り組みます。
委託費に関する事項	引き続き、民間委託を行うことによる経済性と業務の効率性、技術継承の面などを考慮し、業務委託の範囲を検討していきます。
その他の取組	経費回収率の改善を図るため、水洗化率向上に向けた取組の強化について今後、検討していきます。

## 5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

今年度策定した経営戦略については今後、PDCAサイクルにより、投資・財政計画の達成状況について毎年度進捗管理(モニタリング)を行い、計画と実績の乖離を検証するとともに、計画と実績の乖離が著しい場合には、その原因調査と対策を図り、経営健全化や財源確保に関する取組に反映させていきます。

また、5年ごとにローリングを行い、投資・財政計画に未反映の取組及び今後検討予定の取組の具体化並びに将来の事業環境の変化への適応など、より、実態に即した計画となるよう、必要に応じて見直しを行います。

なお、令和6年度に、生活排水処理事業と農業集落排水事業について地方公営企業法の一部適用を実施し、下水道事業に統合する予定としており、法適用後、地方公営企業会計基準に基づいた投資・財政計画の見直しを行い、経営戦略の改定を行う予定です。



## 6. 用語集

	ふりがな 用語	解説
い	いっばんかいけいくりいれきん 一般会計繰入金	一般会計から公営企業会計へ支出される経費のこと。大きく分類して、基準内繰入と基準外繰入の2種類がある。
う	うすい 雨水	降った雨の水のこと。
お	おすい 汚水	家庭、会社、工場などから出される汚れた水のこと。
	おすいしよりげんか 汚水処理原価	経営比較分析表に掲載されている指標の1つ。有収水量1mあたりの汚水処理費（管渠費、ポンプ場費、処理場費などの維持管理費）を表す。
	おすいしよりじんこうふきゅうりつ 汚水処理人口普及率	汚水処理施設（下水道、農業集落排水、合併浄化槽等）の普及状況を表す指標であり、下水道、農業集落排水施設等を利用できる人口に合併浄化槽等を利用している人口を加えた値を、総人口で除して算出する。
か	かそさい 過疎債	過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法に定める過疎地域に該当する市町村に限り発行が認められる地方債（過疎対策事業債）。元利償還金の7割が地方交付税措置される。
	かんきょ 管渠	給水 排水を目的として作られる水路全体を指す。地上部に作られるものを開渠、地中に埋設されたものを暗渠、道路などに沿ってつくられる溝状のものを溝渠と呼ぶ。
	かんきょかいぜんりつ 管渠改善率	経営比較分析表に掲載されている指標の1つ。管渠延長のうち、当該年度に更新した管渠の割合を表す。
	かんきょろうきゅうかりつ 管渠老朽化率	経営比較分析表に掲載されている指標の1つ。管渠延長のうち、法定耐用年数を超えた管渠の割合を表す。
	がんきんきんとうほうしき 元金均等方式	企業債（地方債）の償還方法のうち元金を毎回均等に償還する方式。元金と利息の合計額を毎回均等に償還する方式は元利均等方式という。
き	きぎょうさい 企業債	地方公営企業が必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務（地方債）。
	きぎょうさいざんだかたいしぎょうき ぼひりつ 企業債残高対事業規模比率	経営比較分析表に掲載されている指標の1つ。料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す。
	きじゅんがいくりいれ 基準外繰入	基準内繰入以外の繰入金のこと。収入不足を補てんする目的のものが多し。
	きじゅんないくりいれ 基準内繰入	繰出基準に沿って一般会計から繰り入れられる繰入金のこと。繰出基準とは、繰出金の基本的な考え方のことをいい、毎年度総務省から示される。雨水処理に係る部分の償還金や、下水道事業債の償還金の一部などがこれにあたる。
	きょうようかいし 供用開始	下水道法に定める用語で、汚水処理が可能になったことを意味する。この告示が行われると、下水道へ接続することができる。
け	けいえいせんりやく 経営戦略	公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための、中長期的な基本計画であり、総務省から策定（改定が義務づけられている。各公営企業は、この計画に基づいて、計画的かつ合理的な経営をおこなうことにより、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上が求められている。
	けいえいひかくぶんせきひょう 経営比較分析表	毎年度の決算統計の数値を基に、総務省が作成しているもの。これを利用して分析することで、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することができる。
	けいじょうしゅうしひりつ 経常収支比率	法適用企業の経営比較分析表に掲載されている指標の1つ。経常収益で、経常費用をどれくらい賄えているかを表す。
	けいひかいしゅうりつ 経費回収率	経営比較分析表に掲載されている指標の1つ。使用料で維持管理費が、どの程度賄えているかを表す。
	げすい 下水	汚水に雨水などが加わったものこと。飲むのには適さない水で、対するものとして上水がある。
	げすいどうきほんこうそう 下水道基本構想	近年の人口減少や高齢化の進行など、汚水処理施設整備を取り巻く社会情勢が大きく変化する中、効率的かつ適正な整備手法を選定し、計画的に実施するため平成13年度に策定したもの。平成18年度、平成26年度、平成30年度に見直ししている。

	ふりがな 用語	解説
け	げすいどうしぎょうさい 下水道事業債	地方債の項目の1つ。
	げんかしよつきゃくひ 減価償却費	建物や機械設備など、企業が長期間にわたって利用する資産を購入した場合、その購入価格をいったん資産に計上した後、当該金額を資産の耐用年数にわたって、規則的に各事業年度の費用として配分される金額。
こ	こうえいきぎょう 公営企業	「地方公営企業」の略称。地方公営企業とは、地方公共団体が、地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供するために経営する企業活動の総称。水道事業、下水道事業、交通事業、病院事業の他、電気（卸売）ガス事業や土地造成事業など様々な事業がある。
	こうえいきぎょうかいけい 公営企業会計	収入や支出を含む全ての財産の増減の変化を、その発生時点で記帳する、民間企業と同じ発生主義に基づいた会計方式（複式簿記）。
	こうきょうげすいどうしぎょう 公共下水道事業	主として市街地における下水を排除し、又は処理する下水道で、終末処理場を有するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの。
	こべつしより 個別処理	汚水を個々の家ごとに浄化槽で処理し、直接川や水路などに放流する方式。郊外部のように家屋の密度が低い場所で経済的である。下水道、農業集落排水処理施設など、汚水を下水道管で集めて終末処理場で処理を行う方式は「集合処理」という。
し	しせつりようりつ 施設利用率	経営比較分析表に掲載されている指標の1つ。一日平均処理水量÷一日処理能力で求められ、施設の利用状況を表す。
	していかんりしやせいど 指定管理者制度	地方公共団体が所管する公の施設について、管理、運営を、民間事業会社を含む法人やその他の団体に委託することができる制度。
	しゃかいしほんせいびそうごうこうふきん 社会資本整備総合交付金	活力創出基盤整備、水の安全安心基盤整備、市街地整備及び地域住宅支援といった政策目的を実現するため、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、目標実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備等を総合的・一体的に支援する交付金。国土交通省が所管している。
	じゆえきしやふたんきん 受益者負担金	都市計画法第75条に基づき、事業によって利益を受ける方々に負担していただくもの。大田市公共下水道事業受益者負担金徴収条例に定められている。
す	すいせんかりつ 水洗化率	経営比較分析表に掲載されている指標の1つ。現在水洗便所設置済人口÷現在処理区域内人口で求められ、下水道区域内で下水道に接続し汚水処理している人口の割合を表す。
	すえおききかん 据置期間	一定の期間は利息の支払いのみで、元金の支払いが猶予される期間のこと。
せ	せいかつはいすいしよりぎょう 生活排水処理事業	生活排水処理を緊急に促進する必要がある地域において、地域を単位として合併処理浄化槽の計画的な整備を図るため、市町村が設置主体となって戸別の合併処理浄化槽を整備し、し尿と雑排水を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とした事業。
そ	そんえきかんじょうりゅうほしきん 損益勘定留保資金	収益的収支（地方公営企業法施行規則別表第五号予算様式における第3条予算）における費用のうち、現金の支出が実際には行われずに計数だけが帳簿上に計上される費用の合計額。内部留保資金として別途使うことができる。減価償却費などがこれに該当する。
た	だんかいべつていぞうがたりようきんせい 段階別逓増型料金制	使った水量が多くなるのに応じて段階的に単位あたりの料率を高くし、超過料金を計算する方法。
ち	ちほうこうえいきぎょうほう 地方公営企業法	地方公共団体の経営する企業の組織 財務 職員の身分について定めた法律。昭和27年成立、施行。
	ちほうさい 地方債	地方公共団体が必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務。原則として、地方財政法5条の各号に掲げる場合においてのみ発行できる。
ち	ちようきまえうけきんもどしいれ 長期前受金戻入	固定資産の取得のために交付を受けた国庫補助金等の取得財源を、減価償却の際に減価償却見合い分を順次収益に計上するもの。

	ふりがな 用語	解説
と	とくていかんきょうほぜんこうきょう げすいどうじぎょう ----- 特定環境保全公共下水道事 業	公共下水道事業のうち、市街化区域以外の区域で、処理対象人口が概ね1,000人未満で水質保全上特に必要な地区において施行される事業。
に	にんかくいき ----- 認可区域	事業計画の認可を受けた区域のこと。都市計画法に基づく手続きが必要になる。この認可がなければ、下水道事業を実施できない。
の	のつぎょうしゅうらくはいすいじぎょう ----- 農業集落排水事業	農業集落における尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設の整備により、農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図ることを目的とした事業。
は	はいすいく ----- 排水区	河川もしくは海域に雨水を排水するために地方公共団体が管理する下水道の区域のこと。
ひ	びーえふあい ----- PFI	プライベート・ファイナンス・イニシアティブの頭文字をとったもの。公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。
	ぴーでいーしーえーさいくる ----- PDCAサイクル	行動プロセスの枠組みのひとつ。Plan(計画)、Do(実行)、Check(確認)、Action(行動)の4つで構成されていることから、PDCAという名称になっている。
	ぴーぴーぴー ----- PPP	パブリック・プライベート・パートナーシップの頭文字をとったもの。公民が連携して公共サービスの提供を行う計画のことをこう呼んでいる。PFIは、PPPの代表的な手法の1つ。
ほ	ほうかつてきみんかんいたく ----- 包括的民間委託	受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的 効果的に運営できるよう、複数の業務や施設を包括的に委託すること。
	ほうてきぎょう ----- 法適用	地方公共団体が経営する公営企業に地方公営企業法の規定を適用すること。法の全てを適用する全部適用と、財務規程などの一部を適用する一部適用がある。
	ぼんぷしせつ ----- ポンプ施設	管路施設で集められた下水を処理施設に送水し、又は雨水を河川や海に放流する機能を持つ施設のこと。
	ほてんざいげん ----- 補填財源	資本的収支の財源不足を埋めるためのもの。損益勘定留保資金や積立金、純利益などが補填財源となる。
ゆ	ゆうけいこていしさん ----- 有形固定資産	固定資産のうち、土地や建物など具体的な形態をもつもの。対するものとして、形のない資産である無形固定資産がある。
	ゆうけいこていしさんげんかしょう きやくりつ ----- 有形固定資産減価償却率	法適用企業の経営比較分析表に掲載されている指標の1つ。有形固定資産のうち、償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表し、資産の老朽化度合を示している。
り	りゅういきげすいどう ----- 流域下水道	日本の下水道事業の一形態で、2つ以上の市町村にまたがって下水道を整備する際に、都道府県が設置管理するものをいう。
	りゅうどうひりつ ----- 流動比率	法適用企業の経営比較分析表に掲載されている指標の1つ。短期的な債務に対する支払能力を表す。
る	るいせきけつそんきんひりつ ----- 累積欠損金比率	法適用企業の経営比較分析表に掲載されている指標の1つ。営業収益に対する累積欠損金 営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した損失のこと)の状況を表す。